



自転車Q&A③

～それぞれの走行場所でのルール～



自転車は、子供からお年寄りまで幅広く利用できる大変便利な乗り物ですが、道路交通法上は軽車両に当たるため、自動車と同じように信号や一時停止などの交通規制に従わなければいけませんし、走行場所にも決まりがあります。

そこで、自転車の走行場所についてQ&A形式でまとめましたので、これを参考に自転車が守るべき走行場所などの交通ルールを確認し、自転車を「**走る凶器**」にさせないよう安全な利用に努めてください。

車道・路側帯

Q 車道での走行ルールは？

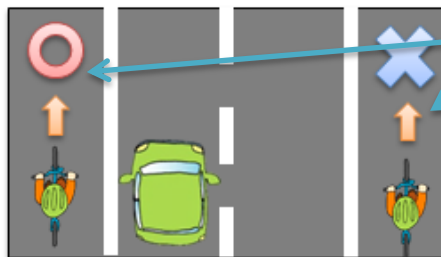
- A** ○ 車両は歩道等と車道の区分のある道路では、車道を通行しなければいけません。
 （法第17条第1項 罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- 軽車両は道路（車道）の左側端に寄って通行しなければいけません。
 （法第18条第1項 罰則…なし）

自転車は自動車と同じように**車道通行が原則**とされており、車道を走る場合は、**左側端を走行**しなければいけません。

Q 路側帯での走行ルールは？

- A** ○ 軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合及び歩行者用路側帯を除き、道路の**左側部分に設けられた路側帯**を通行することができます。
 （法第17条の2第1項）
- 軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければいけません。
 （法第17条の2第2項 罰則…2万円以下の罰金又は科料）

従来は、左右両方の路側帯を通行することができましたが、**平成25年12月1日**に改正道路交通法の一部が施行されたことより、**通行可能な路側帯が左側に限定**されました。
 （法第17条第1項の違反の対象 罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）



路側帯

歩行者の歩行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や歩道のない側の道路の路端寄りに、白線によって区画された部分をいいます。

歩道

Q 歩道とは？

- A** 歩道とは
 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する**工作物によって区画**された道路の部分をいう。（法第2条第1項第2号）

と規定されています。

歩道と路側帯は、『**歩行者の通行の用に供する場所**』ということは**共通**していますが、区画するものが「**工作物**」の場合は歩道、「**道路標示（白線）**」の場合は路側帯となります。

Q 歩道を通行できるのはどんな場合？

A 以下の3つの場合に限り歩道を走行することができます。

(法第63条の4第1項、令第26条)

○ 道路標識や道路標示によって普通自転車が歩道を通行できることとされているとき。

○ 普通自転車の運転者が

- ・ 児童（6歳以上13歳未満）、幼児（6歳未満）
- ・ 70歳以上の者
- ・ 車道通行に支障のある身体障害者

であるとき。

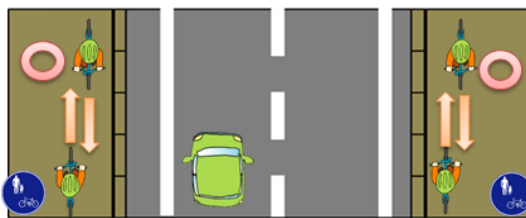
○ 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道の通行がやむを得ないとき。

- ・ 道路工事などのため、車道の左側を走行することが困難な場合
- ・ 著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどの事情のため、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の可能性がある場合



注意事項

※ 通行可能な歩道が左右両方にある場合は、両方の歩道を通行することができます。



※ 歩道を走行できるのは、普通自転車だけです。タンDEM自転車やペロタクシーなどの普通自転車以外の自転車は、歩道を走行することはできません。

※ 上記項目に該当しても、警察官又は交通巡視員から歩道を通行してはならない旨の指示されたときは歩道を通行できません。

Q 歩道を走行するときのルールは？

A 歩道を通行するときは、次のルールを守らなければいけません。

(法第63条の4第2項 罰則・・・2万円以下の罰金又は料)

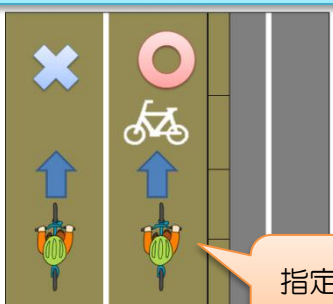
○ 普通自転車通行指定部分がある場合は、その部分を徐行して進行しなければいけません。

※ ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又はしようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で通行できます。

○ 普通自転車通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければいけません。

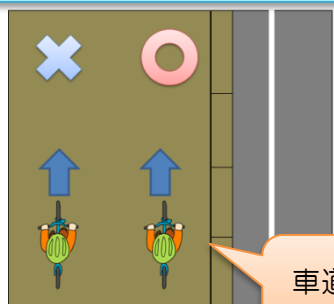
○ 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければいけません。

普通自転車通行指定部分
がある場合



指定部分を
通行

普通自転車通行指定部分
がない場合



車道寄りを
通行

普通自転車専用通行帯

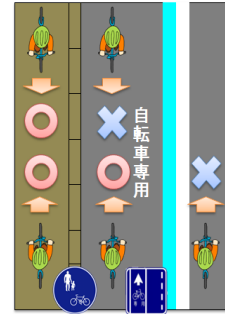
Q 普通自転車専用通行帯とは？

A 公安委員会の交通規制である『専用通行帯』の一つで、バス専用通行帯の自転車版です。
本通行帯では、普通自転車は、本通行帯を通行しなければならず、軽車両以外の車両は、本通行帯以外の車両通行帯を通行しなければいけません。

- ※ 通行可能な歩道がある場合は、歩道を通行することもできます。
- ※ 相互通行はできません。



普通自転車専用通行帯





Q 普通自転車専用通行帯は県内に何路線あるの？

A 7路線あります。（平成27年2月末現在）

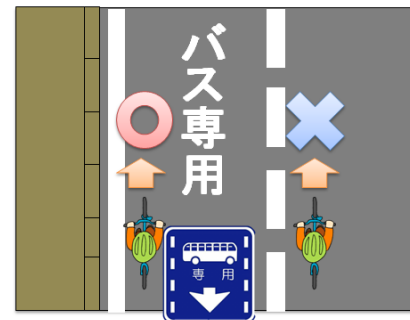
管轄署	場所	場所	規制時間	延長
岡山中央署	県庁通り	県立図書館前	全日	130m
岡山中央署	あくら通り	中国電力電気ビル前	7-9	230m
岡山中央署	西川緑道公園筋	西川橋交差点～瓦橋交差点	全日	900m
岡山中央署	市役所筋	岩田町交差点～大供交差点	全日	1,150m
岡山中央署	国道2号	大供交差点～新京橋西交差点	全日	620m
高梁署	高梁停車場線	高梁駅前～南町交差点	7-9	200m
総社署	総社停車場線	総社駅前～総社市役所前	全日	760m

メモ

公安委員会の交通規制の一つである『専用通行帯』については

- バス専用通行帯の場合 
 - 小型特殊自動車、原動機付自転車、**軽車両**
- 普通自転車専用通行帯の場合 
 - **軽車両**

がその**対象から除外**されています。
(標識・標示令327の4の2)



つまり、第一車線がバス専用通行帯に指定されていたとしても、自転車はその対象から除外されていますので、道路の左側端に沿って走行することとなります。